



福岡県医発第 150 号 (地)

平成18年4月21日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 竹 嶋 康



小児慢性特定疾患治療研究事業に係る認定基準の改正等について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部健康対策課より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本通知は、今般、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患及び疾患の状態を規定する告示について気管支喘息の疾病状態の程度に係る基準の一部を改正するとともに、気管支喘息の疾病状態の程度に係る基準における留意事項を新たに定めたものがあります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、関係医療機関等への周知方等につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、関係医療機関には福岡県保健福祉部健康対策課より別添のとおり直接通知されていることを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



「公印省略」



18健第84号
平成18年4月13日

(社) 福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部健康対策課長
(疾病対策係)

小児慢性特定疾患治療研究事業に係る認定基準の改正等について

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業につきましては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9の2の規定に基づき実施しているところですが、この度国において別添のとおり認定基準の一部が改正されましたので通知します。

なお、関係医療機関には当課より同様の通知をしていますので申し添えます。





雇児母発第0330002号

平成18年3月30日

都道府県
各 指定都市
中核市

母子保健主管部（局）長殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母子保健課長



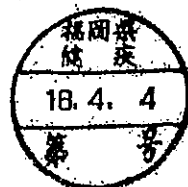
「児童福祉法第21条の9の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）」の改正等について

今般、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患及び疾患の状態を規定する標記告示について気管支喘息の疾病の状態の程度に係る基準の一部を別添のとおり改正するとともに、気管支喘息の疾病の状態の程度に係る基準における留意すべき事項を新たに下記のとおり定めたので、関係団体等に対し、これが周知徹底を図り、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 気管支喘息の疾病の状態の程度については、今般、別添告示に示すとおり、「エ 概ね1ヶ月以上の長期入院療法を行う場合」という項目を追加したところであるが、申請に当たっては、次の要件を満たした上で、その旨を医療意見書の「今後の治療方針」欄に記載し、又は資料として添付すること。
 - (1) 当該長期入院療法が小児の気管支喘息の治療管理に精通した常勤の小児科医の指導下で行われていること
 - (2) 当該長期入院療法を行う医療機関に院内学級、養護学校等が併設されていること
 - (3) 医療意見書とともに次の二つのデータがあること
 - ① 非発作時のフローボリュームカーブ
 - ② 直近1ヶ月の吸入ステロイドの1日使用量

なお、認定に当たっては、小児慢性特定疾患対策協議会においても、申請



書類等が上記の要件を満たしているかについて確認すること。

- 2 気管支喘息の現行告示における「イ 1年以内に意識障害を伴う大発作がある場合」の判断の目安については、「1年以内に興奮・錯乱、意識低下等の急性呼吸不全状態が考えられる発作で、パルスオキシメーターによる酸素飽和度（SpO₂）が91%未満の場合」とすること。
- 3 本通知の適用については、平成18年4月1日以降の申請分からとすること。

別添

○厚生労働省告示第百八十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の九の六の規定に基づき、児童福祉法第二十一条の九の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成十七年厚生労働省告示第二十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

題名及び本則中「第二十一条の九の二」を「第二十一条の九の六」に改める。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 「ア 3か月に3回以上の大発作がある場合 | 「ア 3か月に3回以上の大 |
| 第二条中 イ 1年以内に意識障害を伴う場合 | イ 1年以内に意識障害 |
| ウ 治療で、人工呼吸器管理又は挿管を行う場合」 | ウ 治療で、人工呼吸器 |
| | エ 概ね1か月以上の長 |

発作がある場合

を伴う場合

に改める。

管理又は挿管を行う場合

期入院療法を行う場合」

○ 児童福祉法第二十一条の九の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める慢性疾患の程度（平成十七年厚生労働省告示第二十三号）

改 正 案

現 行

児童福祉法第二十一条の九の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める慢性疾患の程度
児童福祉法第二十一条の九の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める慢性疾患の程度は、第一表から第十一表までに掲げるとおりとする。

児童福祉法第二十一条の九の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める慢性疾患の程度
児童福祉法第二十一条の九の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める慢性疾患の程度は、第一表から第十一表までに掲げるとおりとする。

第一表～第二表 （略）

第一表～第二表 （略）

第二表 慢性呼吸器疾患

第二表 慢性呼吸器疾患

区分	番号	疾患名	疾患の程度
慢性呼吸器疾患	1～4	(略)	(略)
	5	気管支喘息	次のいずれかに該当する場合 ア 3か月に3回以上の大発作がある場合 イ 1年以内に意識障害を伴う大発作がある場合 ウ 治療で、人工呼吸管理又は挿管を行う場合 エ 概ね1か月以上の長期入院療法を行う場合
	6～11	(略)	(略)

区分	番号	疾患名	疾患の程度
慢性呼吸器疾患	1～4	(略)	(略)
	5	気管支喘息	次のいずれかに該当する場合 ア 3か月に3回以上の大発作がある場合 イ 1年以内に意識障害を伴う大発作がある場合 ウ 治療で、人工呼吸管理又は挿管を行う場合
	6～11	(略)	(略)

第四表～第十一表 （略）

第四表～第十一表 （略）

気管支喘息

(現行)

次のいずれかに
該当する場合

ア 3ヶ月に3回以上の大発作がある場合

イ 1年以内に意識障害を伴う大発作がある場合

ウ 治療で、人工呼吸管理又は挿管を行う場合

(新)

次のいずれかに
該当する場合

ア 3ヶ月に3回以上の大発作がある場合

イ 1年以内に意識障害を伴う大発作がある場合

ウ 治療で、人工呼吸管理又は挿管を行う場合

エ 概ね1ヶ月以上の長期入院療法を行う場合

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令
(内閣府・総務・文部科学二)

〔省 令〕

- 恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令(総務四八)
- 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令(同四九)
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令(法務二九)
- アジア太平洋経済協力枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令の一部を改正する省令(外務七)
- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(文部科学五)
- 高等学校通信教育規程の一部を改正する省令(同六)
- 紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令(経済産業二一)

○ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令(同二二)

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令の一部を改正する省令(国土交通一九)

〔告 示〕

- 社債等の振替に関する法律第四十四条第一項第十五号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件(金融庁・法務・財務六)
- 指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件(総務一八六・一八九)
- 政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同一九〇)
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の医療の在留資格に係る基準の二号口の規定に基づき病院等を定める件の全部を改正する件(法務一七三)
- 日本国に帰化を許可する件(同二七四)
- 振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令第一条の規定による指定及び同意に係る国債を定める件の一部を改正する件(財務二二二)
- 分離適格振替国債の指定等に関する省令第二条第一項に規定する固定の利付国庫債券を定める件の一部を改正する件(同二二三)
- 国債及び政府短期証券の入札に参加することのできる者を定めた件の一部を改正する件(同二二四)
- 農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の二の資金を指定する等の件の一部を改正する件(財務・農林水産八)

- 農林漁業金融公庫法別表第二の第一号の主務大臣の定める要件を定める等の件の一部を改正する件(同九)
- 学校教育法施行規則第六十三条の四の規定により、別に定めることとされた学修について定める件の一部を改正する告示(文部科学三八)
- 補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件(同三九)
- 個人情報保護の保護に関する法律第三十七条第一項の規定に関する件(厚生労働一七七)
- 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部を改正する件(同一七八)
- 社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部を改正する件(同二七九)
- 健康保険法施行規則第九十八条第一号及び船員保険法施行規則第四十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同二八〇)
- 健康保険法施行規則第六八条第八号及び第七十号並びに船員保険法施行規則第四十七条第二号ノ八第七号及び第四十七条第二号ノ九第九号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同二八一)
- 健康保険法施行規則第八八条第七号及び船員保険法施行規則第四十七条第三号第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同二八二)

○老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令第一条第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同二八三)

○児童福祉法第二十一条の九の二に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度の一部を定める件(同二八四)

○労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件(同二八五)

○労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関及び登録個別検定機関を登録した件(同二八六)

○労働安全衛生法の規定により登録個別検定機関の代表者の氏名を変更した件(同二八七)

○労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関等の事務所の所在地を変更した件(同二八八)

○労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関の事務所の名称及び所在地を変更した件(同二八九)

○社会保険労務士法第十三条の四の規定に基づき紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務を全国社会保険労務士会連合会に行わせることとした件(同二九〇)

○工事が完了した件(国土交通四一五)

○建設業法施行令第二十七條の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件並びに建設業法施行規則第七條の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する告示(同四一六)

(以下次のページへ続く)

小児慢性特定疾患治療研究事業の手続が インターネットでできるようになりました

対象手続 小児慢性特定疾患治療研究 承認申請・継続協議
小児慢性特定疾患治療研究 重症患者認定申請
小児慢性特定疾患治療研究事業変更・返納届

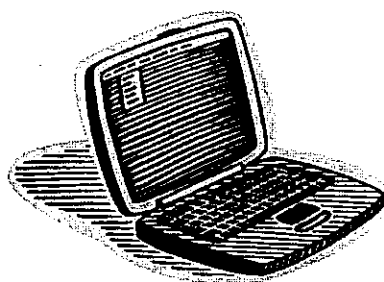
□いつでも・どこからでもご利用いただけます

24時間365日、インターネットを利用できるパソコンがあればご利用いただけます。

(下記 ※必要な動作環境をご参照ください)

□安心してご利用いただけます

申請者本人であることの確認、情報漏えい防止等個人情報保護に配慮したシステムですので安心してご利用いただけます。



※必要な動作環境

ハードウェア要件

- ・CPU : Intel Pentium II 200MHz 以上
- ・メモリ : 64MB 以上
- ・ハードウェアの空き容量 : 200MB 以上

ソフトウェア要件

OS

- ・Microsoft Windows NT4.0(SP6a)
- ・Microsoft Windows 98 Second Edition
- ・Microsoft Windows Me
- ・Microsoft Windows 2000 Professional(SP4)
- ・Microsoft Windows XP (SP1、SP2)

ブラウザソフト

- ・Microsoft Internet Explorer 5.5(SP2)
- ・Microsoft Internet Explorer 6
- ・Netscape Navigator 7.1

□操作方法に関するお問い合わせ先

福岡県統合ヘルプデスク

電話番号(直通) 092-631-1056

※ 月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始を除く)のAM8:30~PM6:00

E-mail ken_help@vself.coara.or.jp

※手続・制度に関するお問い合わせは、保健福祉部 健康対策課 疾病対策係まで。

電話番号(直通) 092-643-3267

■ 2006年4月現在、165種類の手続をご利用いただけます! ■

例えば ・施設見学会「県政バス・アプローチ号」参加申込
・パスポート(旅券)関連手続(新規・訂正・増補) など

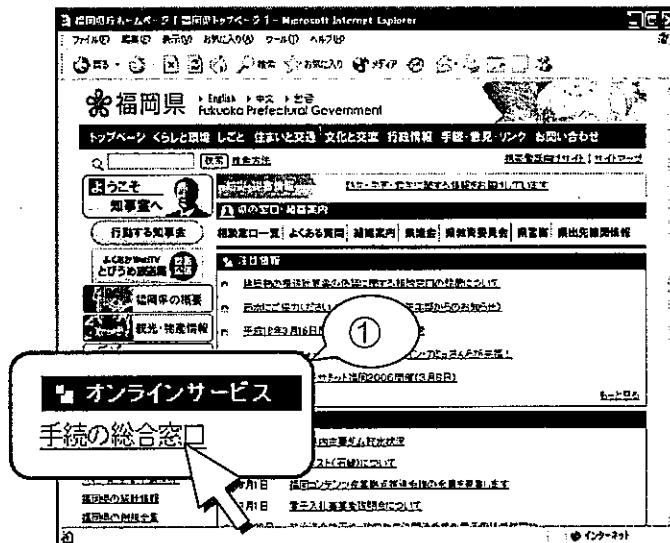
詳しくは、福岡県ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/> より

「福岡県申請・届出手続の総合窓口」をご覧ください

オンライン申請の手順

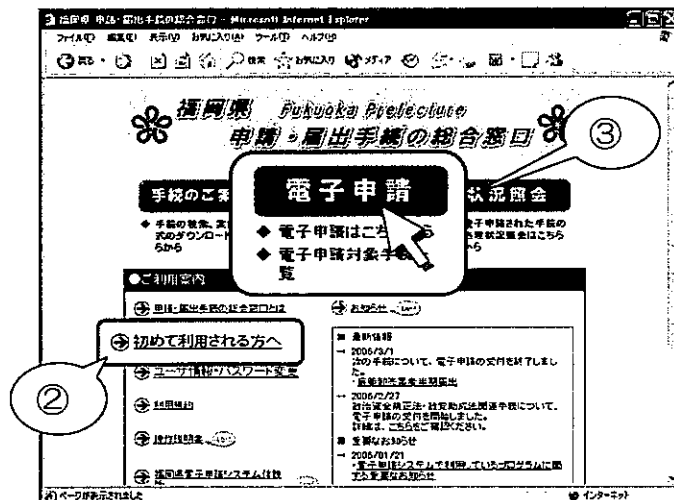
① 福岡県ホームページのトップ画面

(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からオンラインサービス「**手続の総合窓口**」をクリックします。



② はじめて利用する方は、「初めて利用される方へ」をクリックし、安全な通信を行うための証明書のインストールとユーザー情報の登録を行ってください。

③ 「福岡県申請・届出手続の総合窓口」の「電子申請」を選択します。



④ 手続の一覧が表示されたら、【1. 暮らし】子ども医療のカテゴリから行う手続の「電子申請」ボタンをクリックします。ログイン画面が表示されますので、②で登録したIDとパスワードを入力します。ログインしたら、「申請データ編集」画面に必要事項を入力して送信します。

【1. 暮らし】

分類	手続名称	電子署名の要否
子ども医療	乳幼児医療費助成制度	不要
	小児慢性特定疾患治療研究 承認申請・継続維持	電子申請
	小児慢性特定疾患治療研究 重症患者認定申請	電子申請
	小児慢性特定疾患治療研究 事業変更・返納届	電子申請

手続名称をクリックすると、提出先や必要な書類を確認することができます